流山市災害医療対策会議設置要綱

（設置）

第１条　災害発生時の流山市における医療救護活動の体制整備を図るため、本市に流山市災害医療対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　対策会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（１）流山市の災害医療体制の整備に関すること。

（２）医療救護活動マニュアルの策定に関すること。

（３）災害時の医療救護活動の調整に関すること。

（４）その他、災害医療に必要な事項に関すること。

（委員）

第３条　対策会議は、委員２０名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（１）流山市医師会に属する者

（２）流山市歯科医師会に属する者

（３）流山市薬剤師会に属する者

（４）市内病院の災害医療の担当職員

（５）千葉県看護協会東葛地区部会に属する者

（６）松戸保健所の災害関係の職員

（７）流山警察署の災害担当の署員

（８）流山市職員

（９）その他市長が必要と認めた者

２　委員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

３　所属替等により委員の変更が生じる場合は、委員は予め申し出ること。

４　委員の変更が生じた場合、市長は新たに委員を委嘱又は任命する。その場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　対策会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（流山市災害医療コーディネーター）

第５条　対策会議に流山市災害医療コーディネーターを２人置き、流山市医師会に属する者の中からこれを選出する。

２　流山市災害医療コーディネーターは、災害時に流山市災害対策本部救援部と連携し、医療救護活動の指揮及び調整を行う。

（会議）

第６条　対策会議の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　委員はやむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

５　前項の代理者は、委員とみなす。

（庶務）

第７条　対策会議の庶務は、健康増進課において処理する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附則

この要綱は平成２５年８月２日から施行する。

この要綱は令和５年１１月２１日から施行する。

この要綱は令和６年１２月２７日から施行する。